

厚生労働省
千葉労働局発表
平成25年8月2日

【照会先】千葉労働局職業安定部
職業安定課長 加瀬 一郎
職業安定課長補佐 角田 賢治
電 話 043-221-4081

「若者応援面接会2013」を開催します

千葉労働局では、「若者応援企業」（若者応援企業とは、一定の労務管理の体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業）を対象に就職面接会を開催いたします。

《若者応援面接会2013》

日 時：平成25年8月6日（火）13：15～16：00 （受付開始12：30）

場 所：千葉商工会議所第1ホール（14階）

対象者：①平成26年3月大学等卒業予定者及び既卒3年以内の方
②若年者の方（対象求人3件 25歳以下、28歳以下、32歳以下）

参加企業：千葉県内に本社又は事業所のある若者応援企業（13社）

○参加費無料 ○入退場自由 ○予約不要 ○企業人事担当者と直接面接

★直前ガイダンスを併せて開催（11：00～11：50）
ハローワーク職員が面接のアドバイス等を行います。

※若者応援企業とは、以下の要件を満たした企業が「若者応援企業」を宣言し、労働局・ハローワークが当該企業の魅力をアピールしているものです。

（若者応援企業千葉県内30社 7月23日現在）

- ・一定の労務管理の体制が整備されている。
- ・若者のための正社員求人を提出し、積極的に若者の採用・育成に取り組んでいる。
- ・通常の求人よりも詳細な企業情報・採用情報（過去3年分の定着状況等）を公表している。

若者応援面接会2013 参加企業一覧

【2013年8月6日（火） 於：千葉商工会議所第1ホール（14階）】

	参加企業名	業種	採用職種（人数）	大卒等求人					一般求人		就業場所
				院	大	短	高専	専	若年	年齢	
1	(株) 紀伊乃国屋	旅館	旅館業務一般 (3名)		●	●		●			安房郡鋸南町
2	(株) 吉野機械製作所	金属機械製造	機械設計 (2名)		●	●	●	●			船橋市
			電気設計 (2名)		●	●	●	●			
			営業 (2名)						●	32歳以下	
3	(社) アコモード	老人福祉・介護	介護職員 (10名)		●	●		●		我孫子市	
4	(株) 安西製作所	機械製造	設計・開発、製造 (2名)	●	●					千葉市若葉区	
5	(有) スズヒロ	食堂、レストラン	接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			成田市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			茂原市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			君津市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			君津市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			袖ヶ浦市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			市原市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			君津市
			接客・キッチン業務 (2名)	●	●	●	●	●			市原市
6	(株) トラバース	測量・地盤工事	総合職 (10名)	●	●	●	●	●			市川市
			総合職 (10名)	●	●	●	●	●			埼玉県戸田市
			総合職 (10名)						●	28歳以下	市川市
7	(株) 栄和紙器	段ボール、梱包資材等製造販売	営業 (1名)		●						千葉市緑区
			事務 (1名)		●	●		●			
8	エヌ・ティ・ティ・システム技研(株)千葉支店	ソフトウェア設計・開発	システムエンジニア (4名)	●	●	●	●	●			千葉市中央区
			プログラマー (2名)						●	25歳以下	
9	(社) 佑啓会 ふる里学舎	障害者福祉・介護	支援員 (10名)		●	●	●	●		南房総市 木更津市 市川市 東京都文京区	
10	(社) 八越会 ちどり保育園	児童福祉	保育士 (2名)	●	●	●		●		千葉市花見川区	
11	(株) あさひケアサービス あさひガーデン姉崎	老人福祉・介護	介護職員 (5名)			●		●		市原市	
12	(株) 辻村	住宅設備機材卸売	ネットショップスタッフ/一般事務 (1名)		●	●				茂原市	
13	(株) レカムサービス	携帯機器等販売・保守	窓口接客 (3名)		●	●	●	●		習志野市 船橋市 八千代市	

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

一定の労務管理体制

積極的に若者(35歳未満)を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援
企業宣言

ハローワークが
積極的に
御社をPR!!

「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極のご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること	
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること	
3	右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと	
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7	助成金の不支給措置を受けていないこと	

(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

